

ユネスコ学習権宣言から教育を考える

岡山県教育委員会委員

梶 谷 俊 介



あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、一九八五年三月に採択されたユネスコ学習権宣言をもとに教育について考えてみたいと思います。『学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発揮させる権利である。(中略)それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。(後略)』とあります。学習権が基本的人権であり、学習活動を中心において教育を考えることの重要性が謳われています。

我々は日々の教育活動において、一人ひとりの学習権を意識しているでしょうか。特に「問い続け、深く考える権利」、「想像し、創造する権利」、

「自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利」を保障しているでしょうか。教えるという意識では主体に変えていくことは難しいと思います。

教育の本来の意味は「引き出す」であり、主体は学ぶ側です。人は各々違うという事実を前提として、その人が持っている持ち味を発揮するきっかけを与え、社会に貢献できる主体に自ら変わることが手助けするという意識で関わるのが大切だと思います。人間は他者との関わりの中で様々な問いを発し、社会で生きることを学んでいきます。この点からも教育は相互作用と言えるのではないのでしょうか。共に育ちあうことが重要で、親や教師も子どもによって育てられているという視点を持つことが必要だと感じます。子どもとの関わりの中で、大人も自らを省みて成長につなげ、子どもも大人や子ども同士の関わりの中で、自分の可能性に気づく。あてにし、あてにされる体験を通して、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体に変わっていくのではないのでしょうか。学習権を中心に置いた教育を目指したいものです。